

# 草加市水道事業開発給水取扱要綱の一部改正について

## 開発給水対象の要件

令和2年10月1日から適用

**改正前** 計画一日最大給水量が5立方メートル以上の事業

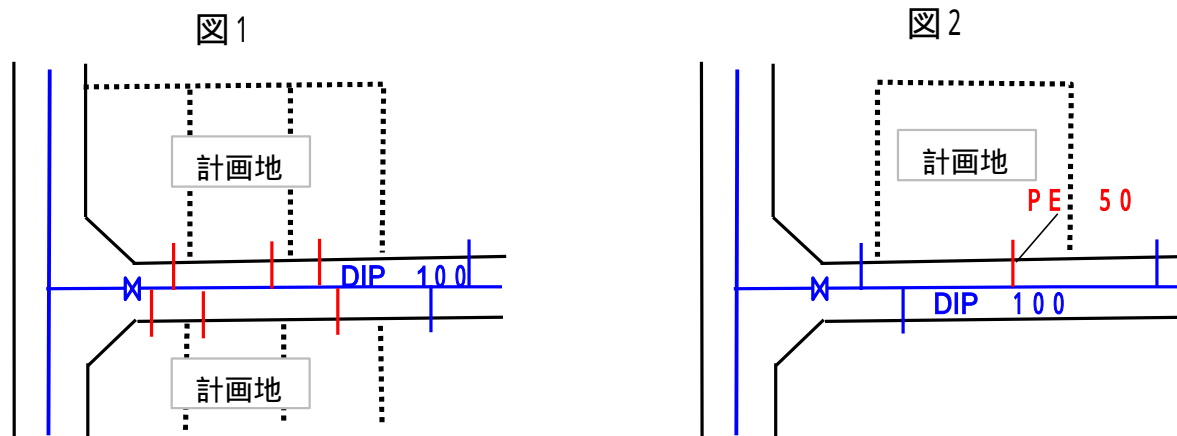
**改正後** 計画一日最大給水量が5立方メートル以上の事業でかつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

- ア 要綱第4条に基づき配水管及び給水管(以下「配水管等」という。)の布設等を行うとき。
- イ 分岐しようとする配水管等の口径が50ミリメートル以下のとき。
- ウ 配水管等から口径75ミリメートル以上の管で分岐しようとするとき。
- エ 口径40ミリメートル以上の量水器を設置しようとするとき。

## 改正により開発給水の対象外となる事業例

1日最大給水量が5 $\text{m}^3$ 以上の宅地分譲であるが、全ての引込みを75ミリメートル以上の既設配水管等から行うとき。(図1)

1日最大給水量が5 $\text{m}^3$ 以上の共同住宅であるが、50ミリメートルの引込みを75ミリメートル以上の既設配水管等から行うとき。(図2)



## その他の改正事項

- ・開発給水申請書(第1号様式)の改正
- ・開発事務費に係る洗管水量費の改正(1立方メートルにつき150円→170円)

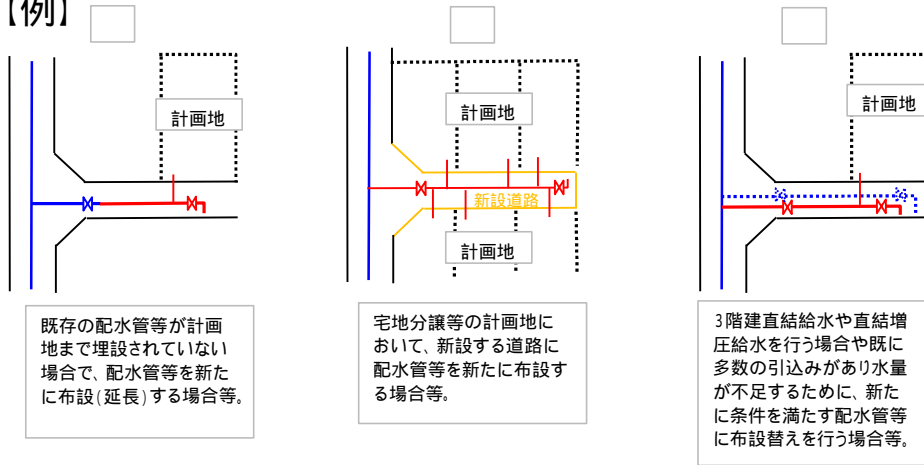
# 開発給水の対象要件

計画1日最大給水量が5 m<sup>3</sup>以上でかつ、下記の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの

宅地分譲(1区画:1 m<sup>3</sup>) 共同住宅(1戸:1 m<sup>3</sup>) 店舗(1戸:2 m<sup>3</sup>)  
(30 m<sup>3</sup>未満の場合は0.5 m<sup>3</sup>)

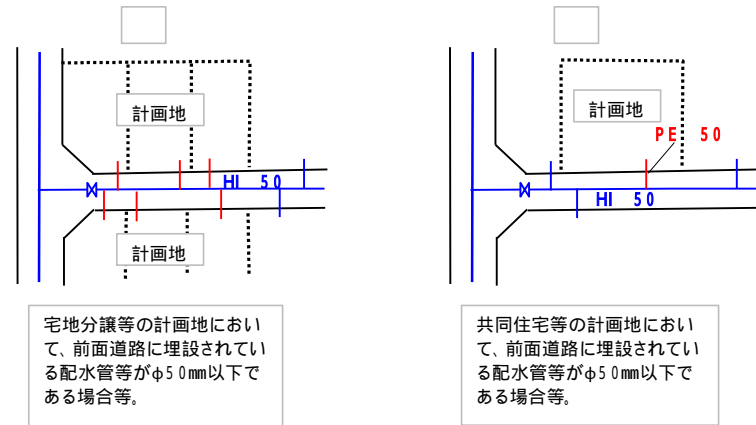
(ア) 配水管等の布設を行うとき。

【例】



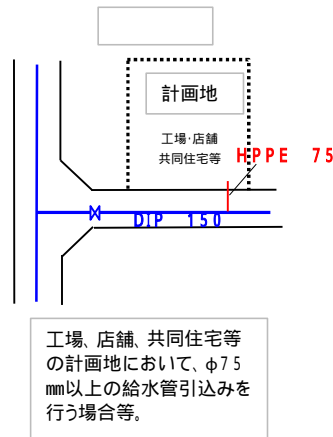
(イ) 分岐しようとする配水管等の口径が50 mm以下であるとき。

【例】



(ウ) 配水管等から口径75 mm以上の引込みを行うとき。

【例】



(エ) 口径40 mm以上の量水器を設置するとき。(親メーターを含む。)

【例】

